

審議会等の会議録

会議の名称	平成26年度第1回座間市地域保健福祉サービス推進委員会		
開催日時	平成26年8月25日(月)午後6時～8時		
開催場所	座間市役所4階4-2・3会議室		
出席者	<p>(委員)</p> <p>出席：中川正行委員、加藤興和委員、大友奉委員、島村利明委員、田中誠一委員、久保田芳洋委員、佐久間志保子委員、佐藤節子委員、城条洋子委員、北原稔委員、稲垣文野委員、長谷川昌夫委員</p> <p>欠席：米澤弘明委員、今津武委員</p> <p>(市)</p> <p>健康部長、介護保険課長、保険係長、福祉部長、福祉部次長兼生活援護課長、福祉長寿課長、福祉長寿課5人(うち事務局3人)、障がい福祉課長、障がい福祉係長</p>		
事務局	福祉長寿課		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	傍聴人数	1人	
非公開・一部公開とした理由			
議題	<p>(1) 座間市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート結果の報告について <p>(2) 座間市障害者計画・第四期障害福祉計画の策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート結果の報告について <p>(3) その他</p>		
資料の名称	<p>(1) 資料1 (1) アンケート調査結果の意識・意向からみた課題</p> <p>(2) 資料2 座間市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画施策・事業進捗シート(振り返り)</p> <p>(3) 資料2追加 介護老人福祉施設の整備について</p> <p>(4) 座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る基礎調査報告書</p> <p>(5) 資料3 介護保険制度について</p> <p>(6) 障害者数の推計(手帳所持者数 各年4月1日現在)</p>		

	<p>(7) 経過報告資料 アンケート結果の概要と障害福祉の課題</p> <p>(8) 経過報告資料 座間市障がい福祉の課題</p> <p>(9) 平成25年度座間市障害者計画及び障害者福祉計画策定に係る意識調査委託 報告書</p> <p>(10) 計画の改定スケジュール</p> <p>(11) 委員意見用紙</p> <p>(12) 生活困窮者自立支援制度について</p>
<p>会議の内容</p>	<p>(事務局) 平成26年度第1回座間市地域保健福祉サービス推進委員会を開催します。</p> <p>初めに担当部長の高面より御挨拶を申し上げます。</p> <p>〈福祉部長あいさつ〉</p> <p>(事務局) ありがとうございます。それでは、議事に入る前に、何点か御許可いただきたいと存じます。</p> <p>まず、本日は傍聴を希望される方が1人おりますので、入出の許可をいただきたいと存じます。</p> <p>また、両計画の委託業者の入室を御許可いただくとともに、委員の御意見等をまとめるために録音機を使用することを御許可いただきたいと存じます。</p> <p>以上、3点につきまして、協働まちづくり条例施行規則第7条第2項及び第4項第2号に基づき、審議会の長の許可を受けることとされておりますので、御許可いただけますでしょうか。</p> <p>(会長) 異議のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>〈異議なし〉</p> <p>それでは、異議なしと認め、傍聴人及び委託業者の入室と委託業者の録音機の使用を許可します。</p> <p>〈傍聴人及び委託業者入場〉</p> <p>(事務局) ありがとうございます。ここで委員出席状況について報告します。本日2人の委員が欠席ですが、過半数の出席をいただいておりますので、本委員会規則第5条第2項の規定により、本会が成立することを御報告します。</p> <p>それでは、議事の進行につきましては会長をお願いします。</p> <p>(会長) はい。それでは、議事に移ります。議事の進行に御協力をお願いします。</p> <p>「(1) 座間市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画及び座間市障害者計画・第四期障害福祉計画の策定について アンケートの</p>

結果報告について」担当からの説明を願います。

《福祉長寿課長寿係長説明》資料(1)～(5)に基づき説明

- ・ アンケートは次期計画策定の基礎資料として①市民の保健福祉に関する実態及びニーズの把握、②介護サービス事業提供事業者及びケアマネージャーの介護保険サービスや予防事業の実施についての意向並びに取組みの状況の参考聴取を目的に行った。
- ・ 回収率は63.9%
- ・ 経年変化を見るため、同様の設問を設置したが、新たに次の項目を設置した。
 - ① 認知症の周知度や理解について
 - ② 看取りの意識について
 - ③ 災害時や緊急時の対応について
 - ④ 権利擁護等についてのうち、市が行う成年後見利用支援事業の使用について
- ・ アンケート調査結果の意識・意向からみた課題として、主に次のことが認められた。
 - ① 一般高齢者の、自身や配偶者の健康への関心は高く、健康で生きがいを感じている方が多い。本人の主体的活動が介護予防等につながるような支援が求められている。
 - ② 一般市民の近隣との交流が希薄となっており、生活支援サービスの増が見込まれる中、世代を超えてともに支え合う地域づくりが求められている。
 - ③ 在宅サービス利用者について、自宅と施設の両方を利用し、在宅で介護を受けたいという希望がもっとも多くなっており、そのための支援が必要となっている。
 - ④ 施設利用者は介護者がいない方が最多。家族等の存在が在宅介護を続けるポイントであることが分かる。
 - ⑤ 事業者は人材育成や専門職の確保が継続的な課題となっている。
 - ⑥ 主治医との連携が取れている事業所が前回調査より減っており、在宅医療と介護の連携が必要となっている。
- ・ 地域包括ケアシステム（介護、医療、生活支援・介護予防が一体的に提供されるシステム）を団塊の世代が75歳以上になる2025年までに構築することが求められている。第6期計画から具体的に盛り込んでいくこととなる。

(会長) 以上、説明がありました。御意見、御質問はありますか。

(長谷川委員) 地域包括ケアシステムの中で要介護1～2を助けていくボランティア人材が不足していくと考えられていますが、ポイント制を与えるなどの考えはあるでしょうか。

(介護保険課長) ボランティアは必要だと考えています。どのようにそういった人材を生かしていくか考えていかなければならないと思います。ポイント制等の支援についても、第6期介護保険計画の策定に当たって検討していくことになると思います。

(健康部長) ポイント制には様々課題があります。例えば、ポイント等により金品に転嫁されることで、従来のボランティアの方がやりにくいと感ずることがあります。あくまで議題として提示し、今後そういった課題も含めて導入するか否か検討するという形になるかと思ひます。

(中川委員) 介護サービス提供事業者の地域密着型サービスへの新規参入意向が1割ということですが、ニーズに対して、10%しかないのか、事業者全体に対して単純に10%なのか、どのように考えているのでしょうか。

(福祉長寿課長) 事業者の中で地域密着型サービスへの新規参入意向が10%ということになります。

(中川委員) これについては多いのですか。少ないのですか。

(介護保険課長) 評価が非常に難しいものです。今後、庁内ワーキンググループ等で議論していきます。その中で、必要があれば他市の状況等を確認し、評価していくこととなると思います。

(会長) 緊急時の支援体制の充実が求められていますが、10%しか新規参入意向がない中で、求められることに対応できますか。そして、「充実が求められる」とは具体的にどういうことをおっしゃっているのでしょうか。

(介護保険課長) 国の方では、24時間支援体制のある地域密着型の施設が各保健福祉事務所に1箇所は必要とされています。現在、市内にそういった施設がございませんので、この充実というのはその1箇所を設置していく必要があるという事であります。

(健康部長) このアンケート調査の結果として、ニーズに対して参入意向が10%という数字をどのように考えるかということは非常に重要なことです。この数字を受けて、24時間支援体制や在宅介護、地域密着型サービスを充実していく手法等を検討していくことを考えてい

ます。

(北原委員) 最後を迎える場所の希望として在宅サービス利用者、一般高齢者、一般市民と比較してみると、高齢になったり、さらに介護が必要になったりしてくると施設を希望する方が増えてきています。一方で、2025年に亡くなる高齢者が増えてくると、施設がいっぱいになってしまうのが現実です。これを、最後を迎える場所は自宅という仕組みに変えていかないと、保健福祉医療の分野は成り立たなくなってきます。理想の最後は自宅でも、現実には難しいという現状を変えていかなければならないということです。そのためには、介護予防等で要介護にならないのも一つですが、生活支援等が問われてきます。

そこで、今後の死亡者増加の推計や、75歳以上高齢者の増加率等は把握しているのでしょうか。

座間市は特にここ数年で高齢化率が上がってきていますので、そういった自治体では、急激に死亡率が増加する傾向にあります。今後の地域包括ケアシステムの構築についても、地域の理解を得ながら行っていかなければいけない課題ということで、皆さんと情報を共有しておきたいと思います。

(会長) ありがとうございます。それでは一度、次の議題に移らせていただきます。続いて「(2) 座間市障害福祉計画・第四期障害福祉計画の策定について アンケート結果の報告について」担当から御説明願います。

《障がい福祉係長説明》資料(6)～(10)に基づき説明

- ・ 障害者の増加率が、人口の増加率を上回っており、毎年増加している状況である。
- ・ 障害者手帳を所持する方にアンケートを実施した。アンケート回収率は55%。
- ・ 今回のアンケートでは、差別に関する項目を追加した。身体障害への理解が進む一方で、知的・精神障害への理解は遅れている。
- ・ 就労支援の相談窓口が求められている。
- ・ 自分一人で避難できないとする方が5割弱いる一方で、災害時要援護者リストへの登録希望は最大でも3割強と低くなっている。理由として、個人情報への不安が見られる。
- ・ 各障害の区分のニーズに応じたサービスの充実が求められる一方で、相談窓口の充実は共通して求められている。

- ・ 障がい福祉の課題として、大きく①地域移行の基盤整備、②安全・安心の確保、③サービス・教育環境の充実が挙げられる。
- ・ 障害者の権利に関する条約批准に伴い、全庁的な取組みを行っていく必要がある。

(会長) はい、ありがとうございます。皆様から御意見、御質問等はいかがでしょうか。

(長谷川委員) 防災減災について、一時避難所はあるようですが、福祉避難所（介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。）の計画はあるのでしょうか。

(障がい福祉係長) 市の防災計画では、一般避難所に一度避難していただき、その後、二次避難所として障害福祉施設（もくせい園、通園センター）やコミュニティーセンターや公民館等を福祉避難所にするのとされています。

障害者の方からは、障害に合わせた防災訓練をやって欲しいという要望が出ていますが、実現できていないのが現状です。

(北原委員) 国の方で、例えば、避難者支援の計画を作るといことが言われていますが、状況はいかがでしょうか。

(障がい福祉係長) 本来であれば個別支援計画まで作成しなければならないところですが、進んでいないところが現状です。地域の方々と連携して進めていかなければならないと考えています。

(北原委員) 災害時に避難行動はとれないが、個人情報保護に不安があることから援助を引き出せないということは非常に残念。災害時以外での個人情報保護を担保する方法が必要となりますので、そうした仕組みを組み上げて御理解いただくことができないか、というところですね。

もうひとつ、障害者の推計の中で、将来の障害者数の推計が示されておりますが、その中で精神及び知的が伸びてきています。今後、歳出として、市の負担が大きくなっていくのはこういった部分でしょうか。

(障がい福祉係長) 現在は、居宅介護サービス、生活介護、移動支援サービス、日中一時支援事業、就労移行、就労継続支援A・B型が歳出として大きくなっています。知的・精神障害者の方は、日中、主に生活介護や就労継続支援A・B型に通われていることが多いようです。

(北原委員) いずれにしても施設の中ではなく、生活の場や就労の場に出ているということですね。こういった障害者の方が生み出している価値として、何らかの形で社会の中で評価されて見合うものが返ってくればうれしいと思います。

(障がい福祉係長) 障害者優先調達法により、市では優先的に障害者施設で物品を購入しています。その他には、ざまりんグッズの開発など様々な方法があると思いますが、現状では上手く就労しても生活できるほどの収入に結びついていない状況です。

(北原委員) 知的障害者の数が増えていますが発達障害の方が増えているという理解でよろしいのでしょうか。

(障がい福祉係長) このデータは手帳を取得している方を集計しています。発達障害の場合は、手帳を取得しない方が非常に多いので、厳密に言えば含まれていないということになります。

(北原委員) 私もサニーキッズさんをよく見せていただいています、ここ1、2年でサニーキッズの中でも身体障害児がぐっと減って発達障害の方が増えてきています。実感としては発達障害の方が増えてきているのかなというところですが、これがこのデータの中に含まれていないということになると、今後、対策を考えていかないとならないことだと思います。

(会長) 御意見、御質問は以上でよろしいでしょうか。それでは、「(3) その他」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 生活困窮者自立支援制度及び地域福祉計画について御説明させていただきます。

《事務局説明》資料(12)に基づき説明。

- ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、第2のセーフティネットの位置づけとして、生活保護にならない生活困窮者（失業者、多重債務者、引きこもり、中途退学者など）を支援していくこととされた。
- ・ 必須事業2事業と任意事業4事業がある。必須事業の、自立相談支援事業、住宅確保給付金を平成27年4月1日から行わなければならない。
- ・ 市として事業実施の位置付けを明確にするため、全庁横断的な委員会を立ち上げ、指針を作成していく。
- ・ 生活困窮者自立支援制度については、地域福祉計画に盛り込むことが求められているため、第三期座間市地域福祉計画（平成28年～32年）に統合する。

- ・ 第三期座間市地域福祉計画については、現在、計画策定に必要なアンケート調査実施するための準備を進めている。今後、アンケート結果を本委員会に報告する。

(事務局) 意見報告用紙を用意しました。それぞれ様式が別にございますので、9月5日(金)までに御意見をいただきますようお願いいたします。本日及び意見報告用紙でいただいた御意見については、計画の素案策定に活用させていただきます。次回会議では両計画共に素案を御提示させていただく予定です。日程としては11月上旬を予定しています。確定しましたら、また改めて通知差し上げます。

(田中委員) 今回、アンケート調査の結果の御説明をいただきましたが、この状況で、委員用意見用紙を提出するというのは非常に難しいです。できれば、素案ができてからの方が意見を出しやすいと考えています。

(健康部長) 前回の計画策定の際にいただいた御意見を基に、今回は庁内ワーキンググループ、検討委員会と同じ資料、説明をさせていただいています。ワーキンググループ、検討委員会でも同じ条件の中で、今後、議論されていきます。その中でいただいた意見と今回委員の皆様からいただいた意見を全て検討した上で素案を作成させていただきますので、必ず素案は御提示させていただきます。

(会長) 他に何かございませんか。それではこれで議事を終了します。

(事務局) それでは、閉会させていただきます。長時間の御審議ありがとうございました。